

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律
(平成 17 年 4 月 27 日法律第 35 号)

附則

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。